○厚生労働省告示第十二号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十一条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次のように改正する。ただし、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし、そば、その他の穀類、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい、その他の豆類、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも、こんにゃくいも、その他のいも類、てんさい、さとうきび、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス、その他のきく科野菜、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、トマト、ピーマン、なす、その他のなす科野菜、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実、まくわうり、その他のうり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、その他の野菜、みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウィー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、茶、コーヒー豆、カカオ豆、ホップ、その他のスパイス、その他のハーブ及びその他の家きんの筋肉に残留するエトキシキンの量の限度については、公布の日から六月以内に限り、なお従前の例によることができる。

平成二十六年一月二十一日

厚生労働大臣　田村　憲久

第1のAの6の⑴の表のエトキシキンの項を次のように改める。

エトキシキン	
日本なし	3ppm
西洋なし	3ppm
牛の筋肉	0.5ppm
豚の筋肉	0.5ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.5ppm
牛の脂肪	5ppm
豚の脂肪	5ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	5ppm
牛の肝臓	0.5ppm
豚の肝臓	0.5ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.5ppm
牛の腎臓	0.5ppm
豚の腎臓	0.5ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.5ppm
牛の食用部分	0.5ppm
豚の食用部分	5ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.5ppm
鶏の筋肉	0.1ppm
その他の家きんの筋肉	0.1ppm
鶏の脂肪	7ppm
その他の家きんの脂肪	7ppm
鶏の肝臓	4ppm
その他の家きんの肝臓	4ppm
鶏の腎臓	7ppm
その他の家きんの腎臓	7ppm
鶏の食用部分	7ppm
その他の家きんの食用部分	7ppm
鶏の卵	1ppm
その他の家きんの卵	1ppm
魚介類（さけ目魚類に限る。）	1ppm
魚介類（うなぎ目魚類に限る。）	1ppm
魚介類（すずき目魚類に限る。）	1ppm
魚介類（その他の魚類に限る。）	1ppm
魚介類（甲殻類に限る。）	0.2ppm

第1のAの7の⑴の表中エトキシキンの項を削る。

○農林水産省告示第八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年一月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　新潟県魚沼市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

魚沼市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を新潟県庁及び魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年一月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　新潟県三条市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

三条市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。